

安倍晋三首相（当時）の街頭演説でやじを飛ばした男女が北海道警の警察官に排除された問題を巡る損害賠償請求訴訟の札幌地裁判決の要旨は次の通り。

表現の自由は、警察官によって侵害された

「やじ排除」訴訟判決要旨

北海道は原告一人に計八十八万円を支払え。

【主文】

●面参照

【事案の概要】

原告が安倍氏の街頭演説に対し、路上などをから「安倍辞めろ」「増税反対」などと声を上げたところ、警察官らに肩や腕などをつかまれて移動させられたり、長時間にわたって付きまとわれたりしたとして損害賠償を求めた。被告は、警察官職務執行法などに基づき適法だったと主張した。

【違法性】

多くの場面で「生命もしくは身体」に危険を及ぼす恐れのある「危険な事態」があつたと言えず、警察官の行為は違法だ。男性の原告が最初に肩や腕をつかまれて移動させられた場面で、当時の動画では、原告と聴衆との間で騒然となつたり、小競り合いが生じたりしたようにはうかがえず、警職法の要件を満たさない。女性の原告が最初に肩や腕をつかまれて移動させられた場面は、動画を見ても、騒然とした状態とはうかがえない。聴衆の大半が演説に耳を傾けていたところ、女性の原告が一人で「増税反対」などと声を上げ始めたにすぎず、そこから十秒程度で女性の右手首付近をつかんで移動させようとした。危険な事態とはうかがえない。

【表現の自由】

憲法に保障される表現の自由は基本的人権で、民主主義社会を基礎付ける重要な権利。とりわけ公共的・政治的事項に関しては特に重要で尊重されなければならない。原告はずれも「安倍辞めろ」「増税反対」などと声を上げ、呼び捨てなどいささか上品さに欠けるが、いずれも公共的・政治的事項に関する表現行為だ。警察官の行為は、原告らの表現行為が安倍氏の街頭演説の場にそぐわないと判断して制限、または制限しようとしたと推認せざるを得ない。

原告の表現行為は、差別の意識や憎悪などを誘発せず、犯罪行為を扇動するものでもなく、演説自体を事实上不可能にさせない。原告の受けた制限が公共の福祉によりやむを得ないものであつたなどと解することは困難だ。表現の自由は、警察官によつて侵害された。